

自動車の保管場所の確保等に関する法律違反の取締要領について（概要）

〔昭和48年7月1日発交指第276号〕
〔警察本部長から各所属長あて〕

このたび「道路交通法違反事件迅速処理のための共用書式の実施について」（昭和43年6月30日付発交一第360号）および「道路交通法違反事件迅速処理のための共用書式の運用について」（昭和45年8月20日付収交規指第266号）が一部改正され、本年7月1日から自動車の保管場所の確保等に関する法律（以下「保管場所法」という。）第5条第2項違反事件を交通切符制度により処理することとされたがこれを機会に保管場所法違反の取締要領を下記のとおり策定したので、部下職員に対し、周知徹底させ遺憾のないようされたい。

なお、昭和39年7月10日付発交一第584号「自動車の保管場所の確保等に関する法律違反の指導取締り要領（通達）」は廃止する。

記

1 指導取締りの基本的態度

法の目的は「道路使用の適正化」および「道路交通の円滑化」をはかるため道路を自動車の保管場所として使用することおよび道路に長時間継続駐車することとなる行為を禁止するものであるからその趣旨と内容をよく理解して、管内の道路および交通の実情をは握したうえ指導取締りを実施すること。

以下 略